2　欧州連合は、附属書十四―B第一編第B節及び第二編第B節に掲げる日本国の地理的表示に関する異議申立ての手続及び審査を完了した後に、当該日本国の地理的表示が、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であり、及び前条に規定する制度に基づいて日本国が登録している地理的表示であることを認める。欧州連合は、この款の規定に従って当該日本国の地理的表示を保護する。

第十四・二十五条　地理的表示の保護の範囲

1　一方の締約国は、第十四・二十九条の規定に従うことを条件として、附属書十四―Bに掲げる他方の締約国の地理的表示に関し、利害関係者に対し、自国の領域において次のことを防止するための法的手段を確保する。(注)

注　この1の規定の適用上、次節第二款の規定にかかわらず、各締約国は、行政上の措置による実施を確保することができる。

(a)　次の場合であっても、ある商品を特定する地理的表示を当該地理的表示の明細書における該当する要件を満たしていない同種の商品（注）に対して使用すること。

注　この1、第十四・二十七条4並びに第十四・二十九条1及び2の規定の適用上、「同種の商品」とは、第十四・二十三条2に定める締約国の制度において保護されている地理的表示に係る商品との関係において、当該締約国において登録されている地理的表示に係る商品と同一の分類の商品に該当する商品をいう。

(i)　真正の原産地が表示される場合

(ii)　地理的表示が翻訳又は音訳（注1）が行われた上で使用される（注2）場合

注1　この款の規定の適用上、音訳には、関連する地理的表示の一以上の原語の発音に沿った文字の変換を含む。

注2　翻訳又は音訳が行われた上で使用されることについては、個別の事例に応じて判断されるものと了解する。この(ii)の規定は、保護される名称と翻訳又は音訳が行われた用語との間に関連がないという証拠が提供される場合には、適用しない。

(iii)　地理的表示が「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合

(b)　商品の特定又は提示において、商品の地理的原産地又は性質について公衆を誤認させるような方法で、問題となっている商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段を使用すること。

(c)　その他パリ条約第十条の二に規定する不正競争行為を構成する形で使用すること。

2　各締約国は、関係生産者の衡平な待遇及び消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、同一である地理的表示が自国の領域において相互に区別されるような実際的条件を定めることができる。

3　一方の締約国は、この協定に基づいて保護される他方の締約国の地理的表示と同一である第三国の地理的表示を国際協定に従って保護しようとする場合には、異議申立てのための公示の日までに他方の締約国に対し意見を表明する機会について通報する。ただし、第三国の関連する地理的表示の保護についての異議申立ての手続がこの協定の効力発生の日の後に開始される場合に限る。

4　各締約国は、前条に規定する異議申立ての手続及び審査において、ある名称を附属書十四―Bに掲げる地理的表示として保護することを要求されない理由として次の事項を考慮することができる。

(a)　当該名称が、植物の品種又は動物の種類の名称に抵触し、結果として商品の真正の原産地を消費者に誤認させるおそれがあること。

(b)　当該名称が、関係する商品の一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語であること。

5　1(a)に規定する地理的表示の明細書にかかわらず、附属書十四―Bに掲げる欧州連合の特定の地理的表示についてこの款に定める保護は、この協定の効力発生の日から七年間、当該地理的表示によって特定される商品に関して、おろし、切分け及び包装から成る作業（分割及び内部の包装を含む。）が日本国の領域内で行われる可能性を排除するものではない。ただし、当該商品が日本国の市場に仕向けられるものであり、かつ、再輸出の目的でない場合に限る。

6　両締約国は、5に定める七年の期間の満了前に相互に受け入れることができる解決を得るため、この協定の効力発生の日の後三年以内に、5の規定の実施について見直す。

第十四・二十六条　地理的表示の使用の範囲

1　いかなる者も、この款の規定に基づいて保護される地理的表示を使用することができる。ただし、その使用が、当該地理的表示によって特定される商品に関連しており、かつ、この協定に基づく保護の範囲に従うものである場合に限る。

2　一方の締約国の地理的表示がこの協定に基づき他方の締約国において保護される場合には、そのような保護される名称の正当な使用は、他方の締約国において使用者の登録又は追加の料金の対象とならない。

第十四・二十七条　商標との関係

1　各締約国は、地理的表示がこの款の規定に基づいて保護される場合には、その使用が商品の品質を誤認させるおそれがある商標の登録を拒絶する。ただし、当該商標の登録出願が、関係する領域において2及び3に規定する地理的表示の保護を適用する日（注）の後に提出される場合に限る。この1の規定に違反して登録された商標については、無効とする。

注　この1の規定の適用上、この協定の効力発生の日又は第十四・二十四条に規定する地理的表示に関する異議申立てのための公示の日のうちいずれか遅い日の後に締約国において提出された商標の出願の審査については、当該地理的表示に関する異議申立てのための公示を考慮する。

2　第十四・二十四条に規定する地理的表示であって、この協定の効力発生の日に附属書十四―Bに掲げるものについては、保護を適用する日は、この協定の効力発生の日とする。

3　第十四・三十条に規定する地理的表示であって、この協定の効力発生の日に附属書十四―Bに掲げていないものについては、保護を適用する日は、同附属書の改正の効力発生の日とする。

4　両締約国は、地理的表示に抵触する先行する商標が締約国において存在することが、当該締約国における同種の商品に関してこの協定に基づくその後の地理的表示の保護を完全に妨げるものではないことを認識する。(注)

注　権限のある当局は、先行する既存の商標に抵触する地理的表示の保護について一定の条件を要求することができる。

5　締約国において地理的表示がこの協定に基づいて保護される前に、当該締約国において商標が善意に出願され、若しくは登録された場合又は商標に関する権利が善意の使用により取得された場合には、この款の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が当該地理的表示と同一又は類似のものであることを理由として、当該商標の登録の適格性若しくは有効性又は当該商標を使用する権利に影響を及ぼすものではない。

第十四・二十八条　保護の執行

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、附属書十四―Bに掲げる地理的表示を保護するため、自国の法令に従い、職権により、又は利害関係者の要請により、適当な措置をとる権限を与える。

第十四・二十九条　例外

1　第十四・二十五条1の規定にかかわらず、一方の締約国は、農産品を特定する附属書十四―Bに掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大七年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。